

「ドナー適格性確認の業務委託制度」の概要

2016 年 1 月現在

1) 目的

コーディネート行程におけるドナーの確認検査採血および最終同意確認は、当法人委嘱の調整医師の協力によって行われています。

しかしながら、調整医師の業務は、担当医師の個人的業務としての位置付けとされ、実施上の責任体制のあり方が問題となっています。

そこで当法人では、調整医師の委嘱手続きに加えて、これらの業務を施設内での医療行為の一環として受け入れていただくため、2002 年度から契約による業務委託制度を実施しています。

2) 契約前と契約後の違い

	契約前	契約後
業務の位置付け	調整医師の委嘱業務	調整医師の委嘱業務 および所属施設の委託業務
手続き	当法人より調整医師へ委嘱状発行	1) 当法人より調整医師へ委嘱状発行 2) <u>当法人と調整医師所属施設との委託契約</u>
業務内容	コーディネート行程上「確認検査」「再検査」「最終同意」において必要とされる主な下記の業務を行う ① 医学的説明と質疑応答 ② 同意書への署名 ③ 問診・診察、静脈採血（約 30ml）と SRL への検体引渡し ④ 所定報告書の作成・提出	コーディネート行程上「確認検査」「再検査」「最終同意」において、 <u>契約に基づき、「確認検査採血」「再検査採血」「最終同意確認」</u> の業務に必要とされる下記の業務を行う ① 医学的説明と質疑応答 ② 同意書への署名 ③ 問診・診察、静脈採血（約 30ml）と SRL への検体引渡し ④ 所定報告書の作成・提出
費用	無報酬（交通費、諸経費等の実費を支給）	「確認検査採血」「再検査採血」「最終同意確認」各1件につき、 <u>業務委託料 5,500 円※を委託施設へ支払う</u>

※委託料は国の補助金および患者負担等によりまかなわれます。

診療報酬点数の算定基準に準じて上記金額を支払うことといたしますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

（制度設置 2002 年 3 月当時の保険点数、初診料/静脈採血/診療情報提供料の合計約 500 点に準拠）

3) 採血時の事故と費用についての考え方

■ドナーの健康被害が発生した場合

* 委託料はお支払いしません。ただし、業務をやり直した場合、その分についてはお支払いします。
骨髄バンク団体傷害保険の申請対象になりますが、適用されたとしても、施設の損害賠償責任をカバーするものではないため、治療費が発生した場合は施設の責任において負担していただくことになります。

■検体の破損・紛失・取り違え、採血忘れ、または施設の都合で業務の遂行ができなかった場合

* 委託料はお支払いしません。ただし、業務をやり直した場合、その分についてはお支払いします。